

特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会表彰規程

第1条 この規程は、特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会(以下「協会」という。)の充実発展と栗原市生涯スポーツの普及・推進に永年にわたり貢献した個人及び団体を協会が表彰することを目的とする。

第2条 前条に規定する表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 功労表彰
- (2) 一般表彰
- (3) 感謝状

第3条 被表彰者は、次の各号の一に該当したものとする。

- (1) 功労表彰

栗原市においてスポーツ、レクリエーション活動の指導又は組織強化に10年以上の経験を有し、かつ加盟団体の役員を通算10年以上歴任し、加盟団体の代表者から推薦を受けた個人

- (2) 一般表彰

各種大会において特に功績顕著と認められ、加盟団体の代表者から推薦を受けた個人及び団体審査基準は、別に定める。

- (3) 感謝状

次の各号の一に該当する個人及び団体

- ① 協会役員として5年以上在籍し、功績顕著と認められ退任した者。
- ② 生涯スポーツの普及・推進のため永年にわたり活動施設を提供したものの。
- ③ 生涯スポーツの普及・推進のため協会に多大な貢献をしたもの。

第4条 加盟団体の代表者は、前条の規定に基づき表彰推薦書を毎年2月末日まで協会長に提出する。

第5条 理事会は、表彰推薦書の内容を審査し被表彰者を決定する。

第6条 表彰は、協会の定時総会において表彰状、感謝状及び記念品を贈る。

附 則

この規程は、平成23年3月1日より施行する。

この規程は、令和元年7月17日より施行する。